

# 匿名加工情報 仮名加工情報

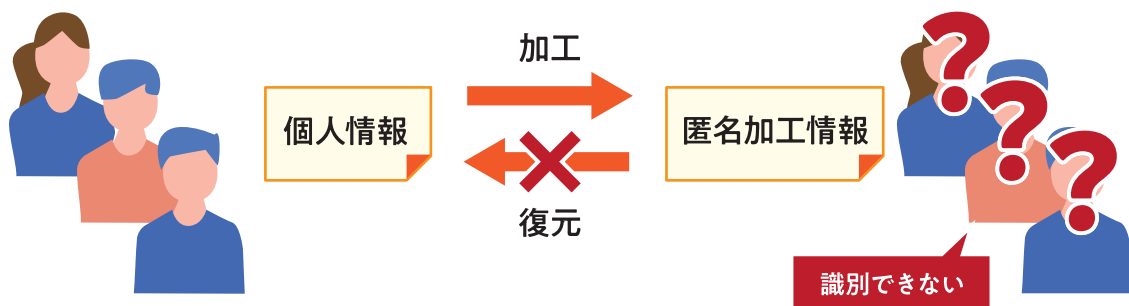


# 匿名加工情報・仮名加工情報の考え方

## ■ 匿名加工情報・仮名加工情報とは？

### 匿名加工情報

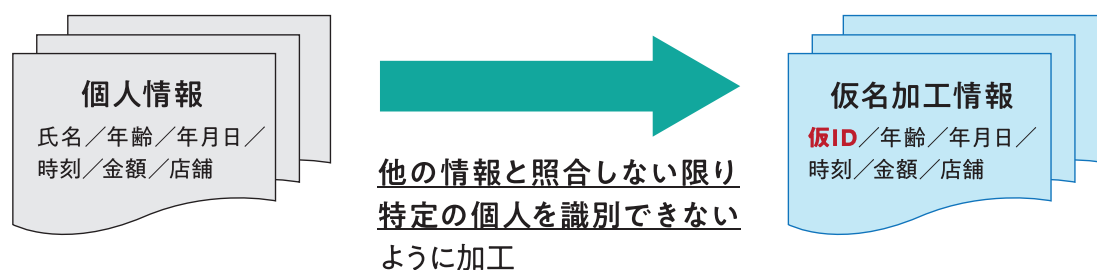
匿名加工情報とは、**特定の個人を識別することができない**ように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいいます。



また、匿名加工情報は、一定のルールの下で、本人同意を得ることなく、事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータの利活用を促進することを目的に導入されました。

### 仮名加工情報

仮名加工情報とは、**他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができない**ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報のことをいいます。



本人を識別しない、事業者内部での分析に限定すること等を条件に、利用目的の変更の制限や漏えい等の報告、開示・利用停止等の請求への対応等の義務を緩和し、様々な分析に活用できるようにするものです。

## 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比(イメージ)

	個人情報※1	仮名加工情報※2※3	匿名加工情報※2
適切な加工 (必要な加工のレベル)	—	●他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない	●特定の個人を識別することができず、復元することができない ● <b>本人が一切分からない程度まで加工</b>
利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等)	○	○ (●利用目的の変更は可能 ●本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件)	× (規制なし)
利用する必要がなくなったときの消去	○ (努力義務)	○ (努力義務)	× (規制なし)
安全管理措置	○	○ (仮名加工情報、削除情報等について義務)	○ (匿名加工情報について努力義務、加工方法等情報について義務)
漏えい等報告等	○	×	×
第三者提供時の同意取得	○	— (原則第三者提供禁止)	× (同意不要)
開示・利用停止等の請求対応	○	× (対象外)	× (対象外)
識別行為の禁止	—	○	○
本人への連絡等の禁止	— (利用目的の範囲内であれば可)	○	— (匿名加工情報を用いて本人への連絡を行うことは不可能)

※1：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。

※2：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

※3：個人情報である仮名加工情報のこと。

# 匿名加工情報と仮名加工情報の加工基準

匿名加工情報	参考 仮名加工情報
特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換(規則第34条第1号)	特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部の削除又は置換(規則第31条第1号)
個人識別符号の全部の削除又は置換(規則第34条第2号)	個人識別符号の全部の削除又は置換(規則第31条第2号)
個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号の削除又は置換(規則第34条第3号)	—
特異な記述等の削除又は置換(規則第34条第4号)	—
その他の個人情報データベース等の性質を勘案した適切な措置(規則第34条第5号)	—
	不正利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換(規則第31条第3号)

## 匿名加工情報（事業者の義務）

### 識別行為の禁止

- 匿名加工情報を自ら利用するときは、元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合することを行ってはならない。(法第43条第5項)

### 安全管理措置

- 匿名加工情報を作成したときは、加工方法等の情報の安全管理措置を講じなければならない。(法第43条第2項)
- 匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの措置を自主的に講じて、その内容を公表するよう努めなければならない。(法第43条第6項)

### 公表義務

- **匿名加工情報を作成したとき**は、当該情報に含まれる情報の項目を公表しなければならない。(法第43条第3項)
- **匿名加工情報を第三者提供するとき**は、提供する情報の項目及び提供方法について公表するとともに、提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。(法第43条第4項)

# 仮名加工情報（事業者の義務）

## 利用目的による制限・利用目的の公表

- あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合は、利用目的の変更を行う必要があるが、本人の同意は不要である。（法第41条第3項）
- 利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。（法第41条第4項）

## 第三者提供の禁止

- 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。ただし、委託、事業の承継、共同利用の場合は、提供先は「第三者」に該当しないため仮名加工情報を提供できる。（法第41条第6項・法第42条第1、2項）

## 識別行為の禁止

- 仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。（法第41条第7項・法第42条第3項）

## 本人連絡等の禁止

- 本人に連絡等を行うために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。（法第41条第8項・法第42条第3項）

## 安全管理措置等

- 仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが必要。仮名加工情報であることを明確に認識できるようにしておくことが重要。（法第23条・法第42条第3項）
- 削除情報等（法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い必要な措置を講じなければならない。（法第41条第2項）

## 適用除外

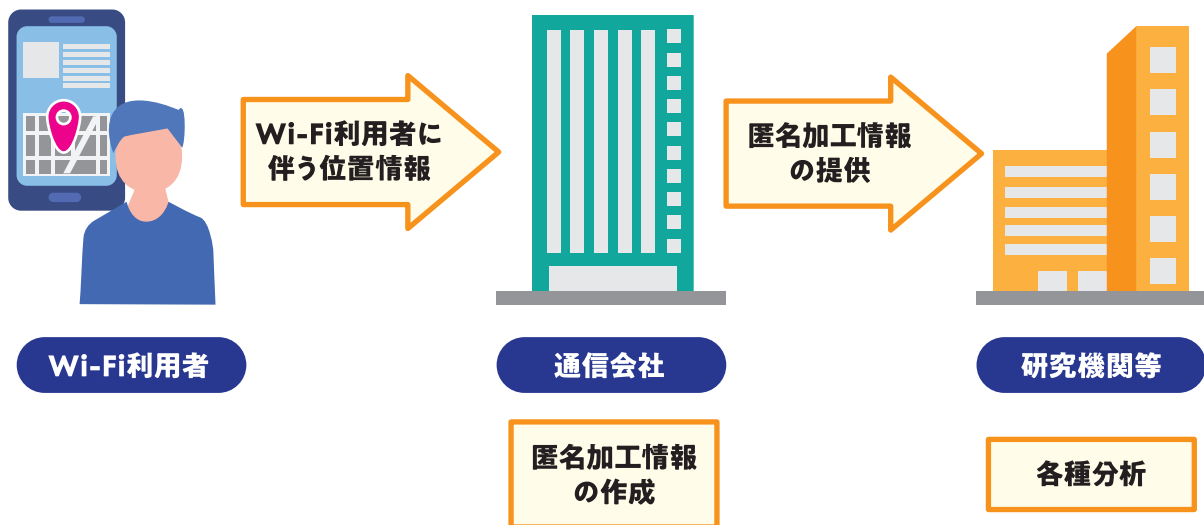
- 漏えい等の報告等義務及び開示等請求に応じる義務は適用除外となる。（法第41条第9項）

# 匿名加工情報

## 事例 1

## Wi-Fi位置情報の利活用

- 本事例では、個人がスマートフォン等で携帯端末を通じてWi-Fiを利用する際に取得される位置情報を二次利用するために、その位置情報のデータを通信会社が匿名加工して、第三者提供することを想定している。
- ここでいう位置情報とは、フリーWi-Fiのアクセスポイントの位置情報をいう。

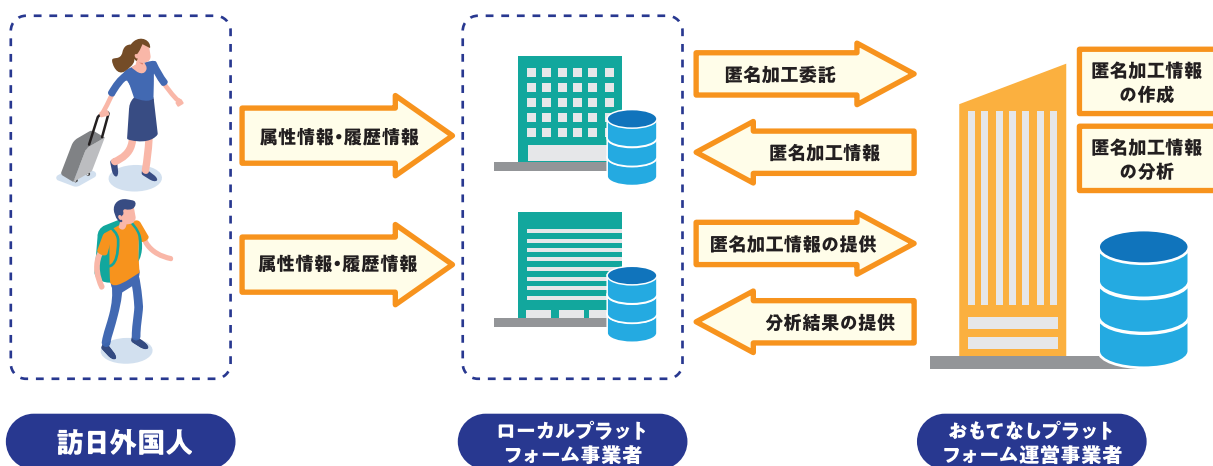


匿名加工の対象となる個人情報		Wi-Fi利用者情報、位置情報
匿名加工情報の利活用目的		例えば、Wi-Fiの情報をを用いた外国人観光客の観光ルート分析が可能になる。スマートフォンで鉄道の駅や文化施設、観光スポット等に設置されたWi-Fiを利用すると、同一の個人が利用したアクセスポイントの履歴が取得される。これを分析することで、どの観光施設に行ったのか、行かなかったのか、あるいは、どういう順番で施設を訪問したのか、等の分析が可能となる。
匿名加工に用いた手法	Wi-Fi利用者情報	MACアドレスは別IDに置換え。言語は加工なし(ただし、少数となった場合は削除などの対応を行う)
	位置情報	MACアドレスは別IDに置換え。取得時刻は15分単位に加工。地点名は加工なし(ただし、少数となった場合は削除などの対応を行う)
匿名加工情報の提供方法		データの送信、記録媒体での送付または書類の送付

## 事例 2

## 観光客情報の利活用

- 本事例では、各地域で訪日外国人からデータを取得した事業者（ローカルプラットフォーム事業者）が、経済産業省が推進する「おもてなしプラットフォーム」の運営事業者に加工を委託して匿名加工情報を作成し、その後各ローカルプラットフォーム事業者からおもてなしプラットフォーム運営事業者に匿名加工情報を第三者提供している。
- 第三者提供を受けたおもてなしプラットフォーム運営事業者は、情報分析を行って、各ローカルプラットフォームに情報提供をしている。



匿名加工の対象となる個人情報		属性情報、履歴情報
匿名加工情報の利活用目的		ローカルプラットフォーム事業者が提供するアプリ等のサービス利用登録や利用の過程で収集した訪日外国人のデータを活用して、サービス向上を目指している。個人情報を第三者に提供して分析に使う場合には個人同意の取得が必要となり、サンプル数が少なくなってしまうが、匿名加工すれば、個人情報は含まないものの、有意義なデータを十分なデータ数を確保して分析等に活用することができる。
匿名加工に用いた手法	属性情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレスは削除、IDは別IDに置換え。生年月日は生年月日に加工。国籍、性別、その他趣味嗜好情報は加工なし（国籍やその他趣味嗜好が特殊な場合は対応を行う）
	履歴情報	移動情報について、移動日時は秒を削除、緯度、経度の加工なし。決済・購買情報について、決済日時は秒を削除、決済金額はトップコーディング、店舗名・店舗種別・場所は加工なし。サービス利用情報について、サービス利用日時は秒を削除、サービス種別・店舗施設種別・場所は加工なし。閲覧日時は秒を削除、閲覧チャンネル・閲覧情報種別・場所は加工なし
匿名加工情報の提供方法		データファイル化を行い、セキュリティが確保されたインターネット経由または電子媒体を使用して提供

# 仮名加工情報

## 事例 1

事業者が持つ一つのデータベースに含まれる個人情報を仮名加工情報に加工し利用目的を変更する事例

### 1) ユースケース

事業者Aは新規事業として新たに特定産地で有機農法により収穫された食品を首都圏の実店舗にて販売する事業（実店舗事業）を計画しており、オンライン通信販売事業により取得した個人情報を分析し、ある地域において、どのような顧客層（年齢・性別）がどのような商品に関心を有しているかを分析し、実店舗事業の出店計画を検討したいと考えている。

#### 個人情報の利用目的

- お客様がご購入された商品を提供するため
- お客様が閲覧した当社のウェブページの履歴を分析し、趣味・嗜好に応じた新商品に関する広告を行うため

### 2) 本件において仮名加工情報を利用するメリット

- 事業者Aは、オンライン通信販売の顧客の個人情報の利用目的を変更する必要があるところ、仮名加工情報であれば、本人の同意なく公表だけで利用目的を変更することができる。
- 匿名加工情報には利用目的の制限がないが、作成時にどのような加工を行うかについては、個々の記述内容の特異さや、個人情報データベース等の性質を踏まえ個別に検討する必要があるが仮名加工情報であればそれらに相当する加工基準等がないため比較的簡便に個人ごとの特徴を詳細に残して加工することができる。
- 統計情報は、法の規制の対象外となるためには特定の個人との対応関係が排斥されていなければならないが、仮名加工情報であれば、個人単位での分析をすることができる。さらに、一旦統計情報に加工してしまうと当該統計情報の分析手法は限定されたものになるのに対し、仮名加工情報であれば分析手法を事後的に柔軟に選択・変更することができ、その結果探索的な分析が可能となる。

以上のことから、本件において事業者Aは、個人情報を仮名加工情報に加工した上で活用することが適している。



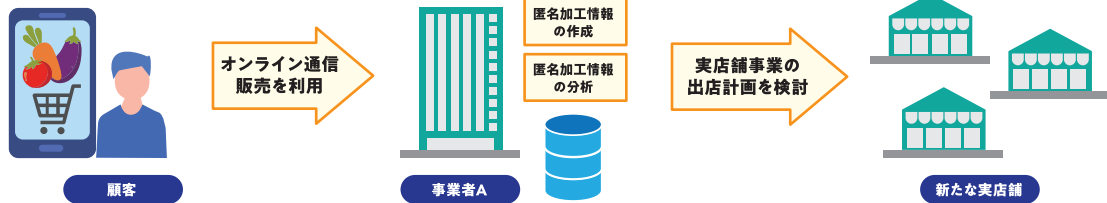
## 作成元の個人情報

会員ID	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所	携帯電話番号	電子メールアドレス	クレジットカード番号	クッキー情報	アクセスしたウェブページのURL	購入年月日	購入品目	購入数量	購入金額
2875	山本五子	1927/2/3	女	771-4823	徳島県西東町323	08-0227	ituko@jrjpc.com	12560	09c2b	/jp1/sp9.html	2021/02/03	鮭缶詰合	2	3,540
5643	渡辺六太	2000/10/5	男	499-4456	愛知県米糠市1-1	782-348	rokyta.watanabe@jp2.jp	98887	da64b	/jp5/033.html	2021/04/22	ワインセット	5	28,000
7773	佐々木七子	1981/12/10	女	199-5553	東京都笹木区94	090-177	ss7@net	56732	33ff0	/jp2/244.html	2021/07/15	チーズセット	1	5,420



## 仮名加工情報

会員ID	世代	性別	郵便番号	住所						アクセスしたウェブページのURL	購入年月日	購入品目	購入数量	購入金額
001	70代以上	女	771-4823	徳島県西東町						/jp1/sp9.html	2021/02/03	鮭缶詰合	2	3,540
002	20代	男	499-4456	愛知県米糠市						/jp5/033.html	2021/04/22	ワインセット	5	28,000
003	40代	女	199-5553	東京都笹木区						/jp2/244.html	2021/07/15	チーズセット	1	5,420



## 仮名加工情報の利用目的

- お客様の属性（年齢・居住地）、購入商品、当社ウェブページの閲覧履歴から、お客様の属性ごとの興味を分析し、**実店舗事業の計画を行うため**

上記のとおり、本人の同意なく仮名加工情報の**利用目的を変更し、公表**することで、ある地域において、どのような顧客層（年齢・性別）がどのような商品に関心を有しているか分析し新規事業である実店舗事業の出店計画を検討することが可能となった。

## 事例2

事業者が持つ複数のデータベースに含まれる個人情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し利用目的を変更した上で同一の個人ごとに突合して利用する事例

### 1) ユースケース

- 本ユースケースは、複数の実店舗による事業とオンライン通信販売事業を行う事業者Bが、実店舗のポイントカードと、オンライン通信販売事業のそれぞれに関連して取得していた個人情報を、利用目的をそれぞれ変更したうえ、同一の個人ごとに突合し分析する事例である。
- 事業者Bは実店舗のポイントカードを通じて取得した会員情報及び購入履歴と、オンライン通信販売事業により取得した会員情報及び購入履歴を突合して分析することで、顧客が実店舗とオンライン通信販売をどのように使い分けているかを分析し、より効率的な販売促進戦略を構築することを検討したいと考えている。

## 【実店舗におけるポイントカード会員情報及び購買履歴】

会員ID	ポイントカードID	氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所	電話番号	電子メールアドレス	購入日時	購入金額	クレジットカード番号	店舗	品目
16488	Q007	高橋花子	女	1923/12/1	068-0827	北海道北南町323	22-5463	hanako@jpncom	2020/1/27 17:25	41,320円	98560	Q店	食品K6DP3N
21547	R323	佐藤次郎	男	1986/12/30	490-1435	愛知県豊中市1-1	070-981	jiro.sato@jp2jp	2020/1/27 18:30	9,550円	98887	P店	雑貨CKCLA6
54466	P252	鈴木三郎	男	1972/6/15	123-4567	東京都街沼区94	090-773	sz3@net	2020/1/28 10:45	484円	-	P店	食品889NGN
54501	P252	鈴木三郎	男	1972/6/15	123-4567	東京都街沼区94	090-773	sz3@net	2020/1/28 10:55	1,560円	56142	P店	家電N43JZ
73572	P501	山田一郎	男	1964/7/11	351-0114	埼玉県横溝市1-2	87-7677	yama@jp	2020/1/28 16:40	940円	02012	P店	雑貨Z5817

### 利用目的

- 実店舗ポイントサービスの提供のため
- 実店舗における商品及びキャンペーンのご案内のため
- お客様が商品を購入した店舗における販売動向分析のため

## 【オンラインショップにおけるポイントカード会員情報及び購買履歴】

取引ID	会員ID	氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所	電話番号	電子メールアドレス	ログインID	ログインパスワード	購入日時	購入金額	クレジットカード番号	品目
11357	2875	高橋花子	女	1923/12/1	068-0827	北海道北南町323	22-5463	hanako@jpncom	ht1201	**** ****	2020/1/28 8:50	17,250円	12560	食品K6DP3N
28164	5643	佐藤次郎	男	1986/12/30	490-1435	愛知県豊中市1-1	070-981	jiro.sato@jp2jp	sato_jiro	**** ****	2020/1/27 22:30	1,100円	98887	家電E4A77W
33215	7773	鈴木七子	女	1975/6/1	123-4567	東京都街沼区94	090-177	sz7@net	szk7	**** ****	2020/2/9 22:50	2,884円	56732	雑貨I0RYRS
53454	7773	鈴木七子	女	1975/6/1	123-4567	東京都街沼区94	090-177	sz7@net	szk7	**** ****	2020/5/8 17:25	2,884円	56732	雑貨I0RYRS

### 利用目的

- オンラインショップで購入した商品の発送及び決済のため
- オンラインショップにおける商品及びキャンペーンのご案内のため
- オンラインショップにおける販売動向分析のため

## 2) 本件において仮名加工情報を利用するメリット

- 事例1で述べたとおり、仮名加工情報を用いれば本人の同意なく公表だけで利用目的を変更することができるほか、匿名加工情報と比較して簡便に個人ごとの特徴を詳細に残して加工することができる。さらに、統計情報とは異なり、個人ごとの詳細な特徴に着目した分析をすることができる。
- 匿名加工情報では、氏名等と匿名加工情報に含まれる仮IDの対応表や氏名等の仮IDへの置き換えに用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせは匿名加工情報の作成後は削除しなければならないため、別に作成した匿名加工情報の間で、同一の個人について同一の仮IDを付することはできないが、仮名加工情報であれば、別に作成した仮名加工情報の間で、同一の個人について同一の仮IDを付することができる。

以上のことから、本件において事業者Bは、個人情報情報を仮名加工情報に加工した上で活用することが適している。

※なお、仮名加工情報は、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない(法第41条第7項、法第42条第3項)ため、事業者Bは突合後の仮名加工情報それ自体により特定の個人が識別できる程度に個人情報情報が復元しないよう、仮名加工情報を加工し突合する必要がある。

### 作成元の個人情報(実店舗)

会員ID	ポイントカードID	氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所	電話番号	電子メールアドレス	購入日時	購入金額	クレジットカード番号	店舗	品目
16488	Q007	高橋花子	女	1923/12/1	068-0827	北海道北南町323	22-5463	hanako@jpncom	2020/1/27 17:25	41,320円	98560	Q店	食品 K6DP3N
21547	R323	佐藤次郎	男	1986/12/30	490-1435	愛知県豊中市1-1	070-981	jiro.sato@jp2jp	2020/1/27 18:30	9,550円	98887	P店	雑貨 CKLA6
54466	P252	鈴木三郎	男	1972/6/15	123-4567	東京都街沼区94	090-773	sz3@net	2020/1/28 10:45	484円	-	P店	食品 889NGN
54501	P252	鈴木三郎	男	1972/6/15	123-4567	東京都街沼区94	090-773	sz3@net	2020/1/28 10:55	1,560円	56142	P店	家電 N43JJZ
73572	P501	山田一郎	男	1964/7/11	351-0114	埼玉県横浜市1-2	87-7677	yama@jp	2020/1/28 16:40	940円	02012	P店	雑貨 Z55817



### 作成元の個人情報(実店舗)

仮ID	性別	生年月日	住所	購入日時	購入金額	店舗	品目
a87cd45	女	80歳以上	北南町	2020/1/27 17:25	41,320円	Q店	食品 K6DP3N
35e0ca9	男	35~40歳	豊中市	2020/1/27 18:30	9,550円	P店	雑貨 CKLA6
66b50cc	男	45~50歳	街沼区	2020/1/28 10:45	484円	P店	食品 889NGN
66b50cc	男	45~50歳	街沼区	2020/1/28 10:55	1,560円	P店	家電 N43JJZ
5c5a44b	男	55~60歳	横浜市	2020/1/28 16:40	940円	P店	雑貨 Z55817



仮ID	性別	生年月日	住所	購入日時	購入金額	店舗	品目	購入日時	購入金額	店舗	品目	...
a87cd45	女	80歳以上	北南町	2020/1/27 17:25	41,320円	Q店	食品 K6DP3N	2020/1/28 8:50	17,250円	オンライン	食品 K6DP3N	...
35e0ca9	男	35~40歳	豊中市	2020/1/27 18:30	9,550円	P店	雑貨 CKLA6	2020/1/27 22:30	1,100円	オンライン	家電 E4A77W	...
66b50cc	男	45~50歳	街沼区	2020/1/28 10:45	484円	P店	食品 889NGN	2020/1/28 10:55	1,560円	P店	食品 N43JJZ	...
5c5a44b	男	55~60歳	横浜市	2020/1/28 16:40	940円	P店	雑貨 Z55817					...
3a39cae	女	45~50歳	街沼区	2020/2/9 22:50	2,884円	オンライン	雑貨 10RYRS	2020/5/8 21:30	2,884円	オンライン	雑貨 10RYRS	...

### 事業者Bが公表した利用目的のイメージ

<p><b>実店舗のポイントカードに係る個人情報の利用目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実店舗ポイントサービスの提供のため</li> <li>● 実店舗における商品及びキャンペーンのご案内のため</li> <li>● お客様が商品を購入した店舗における販売動向分析のため</li> </ul> <p><b>オンライン通信販売事業に係る個人情報の利用目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● オンラインショップで購入した商品の発送及び決済のため</li> <li>● オンラインショップにおける商品及びキャンペーンのご案内のため</li> <li>● オンラインショップにおける販売動向分析のため</li> </ul> <p><b>仮名加工情報の利用目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実店舗及びオンラインショップにおけるお客様の購買情報を突合し、各属性(年代、性別、居住地域)ごとの購買行動の傾向等を分析することで、実店舗及びオンラインショップにおける商品構成や販売計画等の最適化を図るため</li> </ul>
--

事業者Bは仮名加工情報の作成後、仮名加工情報の**利用目的を変更し、変更後の仮名加工情報の利用目的を公表した**。これにより、事業者Bは実店舗のポイントカードにより取得した情報とオンライン通信販売事業により取得した情報を突合し、効率的な販売促進戦略を構築することが可能となった。



より詳細な内容については、個人情報保護委員会のHPをご参照ください。

- 個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/>
- 法令・ガイドライン等 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>